

2 鹿児島県 屋外広告物条 例（昭和39年 鹿児島県条例 第83号）第5 条、第6条第 4項又は第8 条第3項の規 定による許可 又は更新	はり紙		1枚につき 5円
	気球広告 (アド・バルーン)		1個につき 1,200円
	電柱又は街灯柱広告	巻付け	1個につき 250円
		袖付き	1個につき 250円
	広告塔、看板又は広 告板	表示面積が1平方メ ートル以下のもの	1個につき 190円
		表示面積が1平方メ ートルを超え2平方 メートル以下のもの	1個につき 380円
		表示面積が2平方メ ートルを超え3平方 メートル以下のもの	1個につき 660円
		表示面積が3平方メ ートルを超え5平方 メートル以下のもの	1個につき 1,000円
		表示面積が5平方メ ートルを超え10平方 メートル以下のもの	1個につき 1,900円
		表示面積が10平方メ ートルを超え20平方 メートル以下のもの	1個につき 3,600円
表示面積が20平方メ		1個につき 6,000円	

		メートルを超え30平方メートル以下のもの	
		表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの	1個につき 8,000円
		表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの	1個につき 11,000円
		表示面積が50平方メートルを超えるもの	1個につき 11,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに330円を加算した額
	照明広告	表示面積が1平方メートル以下のもの	1個につき 380円
		表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの	1個につき 760円
		表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの	1個につき 1,320円
		表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの	1個につき 2,000円

		表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの	1個につき 3,800円
		表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの	1個につき 7,200円
		表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの	1個につき 12,000円
		表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの	1個につき 16,000円
		表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの	1個につき 22,000円
		表示面積が50平方メートルを超えるもの	1個につき 22,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに660円を加算した額
	広告網		1枚1平方メートル 170円